

2016年(平成28年)3月24日
No.437
ご家庭にも
お持ち帰り
下さい!
**日野自動車
健康保険組合**
http://www.hinokenpo.or.jp
お問合せ:042-586-5941

2016(平成28)年4月から健康保険制度等が改正されます

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(医療保険制度改革法)により、健康保険法が改正されますのでお知らせいたします。

	現行	2016(平成28)年4月より	備考
入院時の食事代の見直し	1食あたり260円	1食あたり360円	●低所得者(住民税非課税)の方は変更なし。 ●2018(平成30)年度からは460円。 ※在宅療養をしている人との公平を図る。
紹介状なしで大病院にかかったときの自己負担	病院(200床以上)ごとに特別料金を設定	500床以上の病院及び特定機能病院を対象に定額(5,000~10,000円)を自己負担する(予定)	●救急等の場合は除く。 ●再診の場合(他の医療機関を紹介されたにも関わらず再受診した場合)にも適用。
傷病手当金・出産手当金*の計算方法の見直し	手当金の額を決める標準報酬日額の対象期間 直前1ヶ月	直近1年間の平均	●1年に満たない人は入社してからの平均か、当健保組合全被保険者平均のいずれか低い方を標準報酬日額とする。 ※生活保障の意味から、過去一年の平均を使う方が合理的。
患者申出療養制度の創設(国内未承認の医薬品等を使いたいとき)	承認まで おおむね6~7ヶ月	患者からの申出により、臨床研究中核病院が国に申請。承認まで原則6週間	●国内未承認の医薬品等にかかる医療費は自己負担。健康保険適用分の医療費は健康保険が使える(保険外併用療養費) ※国内未承認医薬品が短期間で利用出来るようにする。
標準報酬月額の上限額の引き上げ	上限121万円(全47等級)	上限139万円(全50等級)	●健康保険の保険料の算定の基礎となる。 ●上限を3等級引き上げ。下限は5.8万円変わらず。
標準賞与額の年間上限額の引き上げ	年間上限540万円	年間上限573万円	●標準報酬月額の上限額の見直しにともない改正。 ※上位所得者から、適切に保険料を回収する。

* 病気や出産で会社を休んだとき、標準報酬日額の3分の2相当額が支給される制度

2016(平成28)年度の保険料率(健康保険及び介護保険)

- 保険料率**
- 2016(平成28)年度は健康保険料率及び介護保険料率共に2015(平成27)年度と同じです。
 - なお、健康保険料率は、基本保険料率と特定保険料率及び調整保険料率に分けられます。
 - ※基本保険料率(以下「基本」と記載)…保険給付、保健事業等の為の保険料率・健保加入者の為の費用
 - ※特定保険料率(以下「特定」と記載)…納付金を支払う為の保険料率・国全体の高齢者の為の費用
 - ※調整保険料率(以下「調整」と記載)…健保間の助け合いの為の保険料率

①健康保険料率(%)

本人	3.79	基本	2.1503
		特定	1.5850
会社	5.21	調整	0.0547
		基本	2.9567
		特定	2.1780
計	9.00	調整	0.0753
		基本	5.1070
		特定	3.7630
		調整	0.1300

②介護保険料率(%)

本人	0.65
会社	0.65
計	1.30

健康保険・介護保険の標準報酬月額保険料

健康保険および介護保険の標準報酬月額保険料を、下記の一覧表によりお知らせします。

健康保険・介護保険 標準報酬月額保険料額表

(単位:円)

等級	標準報酬		報酬月額	健康保険料			介護保険料		
	月額	日額		被保険者	事業主	計	被保険者	事業主	計
1	58,000	1,930	~ 63,000 ^{円未満}	2,198	3,022	5,220	377	377	754
2	68,000	2,270	63,000 ~ 73,000	2,577	3,543	6,120	442	442	884
3	78,000	2,600	73,000 ~ 83,000	2,956	4,064	7,020	507	507	1,014
4	88,000	2,930	83,000 ~ 93,000	3,335	4,585	7,920	572	572	1,144
5	98,000	3,270	93,000 ~ 101,000	3,714	5,106	8,820	637	637	1,274
6	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	3,942	5,418	9,360	676	676	1,352
7	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	4,169	5,731	9,900	715	715	1,430
8	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	4,472	6,148	10,620	767	767	1,534
9	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	4,775	6,565	11,340	819	819	1,638
10	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	5,079	6,981	12,060	871	871	1,742
11	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	5,382	7,398	12,780	923	923	1,846
12	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	5,685	7,815	13,500	975	975	1,950
13	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	6,064	8,336	14,400	1,040	1,040	2,080
14	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	6,443	8,857	15,300	1,105	1,105	2,210
15	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	6,822	9,378	16,200	1,170	1,170	2,340
16	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	7,201	9,899	17,100	1,235	1,235	2,470
17	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	7,580	10,420	18,000	1,300	1,300	2,600
18	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	8,338	11,462	19,800	1,430	1,430	2,860
19	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	9,096	12,504	21,600	1,560	1,560	3,120
20	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	9,854	13,546	23,400	1,690	1,690	3,380
21	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	10,612	14,588	25,200	1,820	1,820	3,640
22	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	11,370	15,630	27,000	1,950	1,950	3,900
23	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	12,128	16,672	28,800	2,080	2,080	4,160
24	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	12,886	17,714	30,600	2,210	2,210	4,420
25	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	13,644	18,756	32,400	2,340	2,340	4,680
26	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	14,402	19,798	34,200	2,470	2,470	4,940
27	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	15,539	21,361	36,900	2,665	2,665	5,330
28	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	16,676	22,924	39,600	2,860	2,860	5,720
29	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	17,813	24,487	42,300	3,055	3,055	6,110
30	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	18,950	26,050	45,000	3,250	3,250	6,500
31	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	20,087	27,613	47,700	3,445	3,445	6,890
32	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	21,224	29,176	50,400	3,640	3,640	7,280
33	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	22,361	30,739	53,100	3,835	3,835	7,670
34	620,000	20,670	605,000 ~ 635,000	23,498	32,302	55,800	4,030	4,030	8,060
35	650,000	21,670	635,000 ~ 665,000	24,635	33,865	58,500	4,225	4,225	8,450
36	680,000	22,670	665,000 ~ 695,000	25,772	35,428	61,200	4,420	4,420	8,840
37	710,000	23,670	695,000 ~ 730,000	26,909	36,991	63,900	4,615	4,615	9,230
38	750,000	25,000	730,000 ~ 770,000	28,425	39,075	67,500	4,875	4,875	9,750
39	790,000	26,330	770,000 ~ 810,000	29,941	41,159	71,100	5,135	5,135	10,270
40	830,000	27,670	810,000 ~ 855,000	31,457	43,243	74,700	5,395	5,395	10,790
41	880,000	29,330	855,000 ~ 905,000	33,352	45,848	79,200	5,720	5,720	11,440
42	930,000	31,000	905,000 ~ 955,000	35,247	48,453	83,700	6,045	6,045	12,090
43	980,000	32,670	955,000 ~ 1,005,000	37,142	51,058	88,200	6,370	6,370	12,740
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ~ 1,055,000	39,037	53,663	92,700	6,695	6,695	13,390
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ~ 1,115,000	41,311	56,789	98,100	7,085	7,085	14,170
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ~ 1,175,000	43,585	59,915	103,500	7,475	7,475	14,950
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ~ 1,235,000	45,859	63,041	108,900	7,865	7,865	15,730
48	1,270,000	42,330	1,235,000 ~ 1,295,000	48,133	66,167	114,300	8,255	8,255	16,510
49	1,330,000	44,330	1,295,000 ~ 1,355,000	50,407	69,293	119,700	8,645	8,645	17,290
50	1,390,000	46,330	1,355,000 ^{円以上}	52,681	72,419	125,100	9,035	9,035	18,070

(注) 一般保険料率 90.0/1000 (被保険者 37.9/1000、事業主 52.1/1000) 介護保険料率 13.0/1000 (被保険者 6.5/1000、事業主 6.5/1000)

改正で3等級追加(左記参照)

ご家族が就職したら届け出を

あなたの家族(被扶養者)が就職したら、ただちに健康保険組合へ届けを出してください。
被扶養者の年収限度額は「130万円未満(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)」です。

- 提出書類…◇健康保険被扶養者(異動)届
◇対象者の保険証
◇被扶養者資格を失った日がわかる書類(新しく加入した健康保険証のコピー等)
- 提出先…各事業所(勤務先)健康保険担当者(任意継続被保険者は、健康保険組合へ提出)

給付についてのお知らせ

1. 高額療養費、付加給付、現金給付(傷病手当金以外)、インフルエンザ予防接種補助

給付の種類	申請・請求の要否	受 付	給付時期
・高額療養費 ・付加給付金	不 要	—	目安：診療月の3ヶ月後に自動的に支払う
現金給付(傷病手当金以外) ・療養費 ・移送費 ・出産手当金 ・出産育児一時金 (直接支払、受取代理を利用していない場合) ・埋葬料(費)	必 要	毎月25日まで 〔下記の月は締切日が早まります〕 6/24、9/23 12/22、2/24 3/24	左記の受付月の翌月の給付日に支給
インフルエンザ予防接種補助	必 要	2016年10月～2017年2月に接種したものを毎月20日に締切(最終締切日は2017年3月20日)	申請受付月の翌月

「給付金支給決定通知書」の配付

・該当者に毎月、事業主を経由して配付いたします。

	平成 28 年						平成 29 年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
配付日	6日以降	18日以降	8日以降	6日以降	11日以降	7日以降	12日以降	9日以降	7日以降	18日以降	8日以降	8日以降

給付日

・給付日は健康保険組合から事業主に振込む日です。該当者への給付日や方法は保険証の記号により異なります。

	平成 28 年						平成 29 年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給付日	7日	19日	9日	7日	12日	8日	13日	10日	8日	19日	9日	9日

保険証の記号	給付方法
1211 及び 1213 の方	給付日の翌銀行営業日に事業主を経り諸経費口座へ振込
1215～1217 及び 1220～1240 の方	お勤め先のご担当者へ確認してください
1219 の方	給付日に健康保険組合に登録した口座へ振込

2. 傷病手当金

- ・「給付金支給決定通知書」は振込日までに送付します。
- ・振込日：毎月20日(銀行が休日の場合は前営業日)
- ・振込先は請求書に記載された口座です。
- ・請求期間は振込月の前月の末日までのものが対象です。
(例：4月20日振込分は3月31日までの実績について請求可能)
- ・請求が継続する方は長期間分まとめて請求するのではなく、毎月請求書を提出するのが望ましいです。

3. 「医療費のお知らせ」の発行は年2回です

発行月	掲載内容
第1回目 2016(平成28)年9月	医療機関より2016(平成28)年3月～8月に健康保険組合が受付けた医療費 目安となる受診期間(2016(平成28)年1月～6月)
第2回目 2017(平成29)年3月	医療機関より2016(平成28)年9月～2017(平成29)年2月に健康保険組合が受付けた医療費 目安となる受診期間(2016(平成28)年7月～12月)

※発行月以外に内容を確認したい場合は「医療費のお知らせ発行申請書」を健康保険組合に提出してください。

4月からセントラルスポーツ(フィットネスクラブ)をワンコインでご利用できます!

日野自動車健保はセントラルスポーツと提携しており、約260ヶ所のフィットネスクラブをご利用できます。入会金や月会費無しで、利用時のみワンコインのご負担です。気軽に運動を始めてみませんか!

<2016年4月～変更内容>

1. ご本人負担額がワンコインに!

利用料例(1名/1回)	内 訳	
	ご本人負担額	健保補助額
1,620円	1,080円→ 500円	540円→1,120円

・利用料は施設により異なりますが、ご本人負担額は一律500円。
・ご利用回数は毎月4回まで。
・5回目以降は健保補助なしでご利用となります

2. 利用方法の変更(利用券の廃止)

- ・従来の「利用券」が廃止になり、「コーポレイトメンバーズカード」のみになります。
- ・ご利用時にはコーポレイトメンバーズカードが必要ですので、未発行の方はカード発行施設で作成してください。
(石川県の施設ではコーポレイトメンバーズカードを使用できませんので利用券は継続します。福島県の施設では4月～カードを使用できるようになります)

<利用対象者> 日野自動車健康保険組合の被保険者、被扶養者

<利用施設> 北海道、東北、関東、甲信越エリア、及び石川県のセントラルスポーツ直営、及び提携フィットネスクラブ
※北海道、東北エリアは2016年度から新たに利用可能になります

詳細は、「けんぽにゅーす」3月号と同時に案内パンフレットを配付しますのでご参照ください。

「24時間電話健康相談サービス」と「メンタルヘルスのカウンセリングサービス」の利用方法

「24時間電話健康相談サービス」と「メンタルヘルスのカウンセリングサービス」の利用方法を下記によりお知らせいたします。

24時間電話健康相談サービス フリーダイヤルでご利用になれます。



0120-

日野自動車健康保険組合のホームページまたは被保険者全員に配布しますリーフレットに貼付されていますシールをご覧ください。

受付時間：24時間・年中無休

ご利用に際して

*ご本人と配偶者および被扶養者の方々がサービスをご利用になれます。
*国外の相談および国外からの相談等はお受けできません。

- 健康相談…日常生活での「体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談に応じます。
- 医療相談…病気に関する説明や治療・検査などについて、アドバイスいたします。
- 介護相談…介護を受ける方、される方の様々な不安に対し、相談に応じます。
- 育児相談…妊娠・出産・育児などの相談に、分かりやすくアドバイスいたします。
- メンタルヘルスの相談…ストレスや不安などの対処法等について、適切なアドバイスをいたします。
- 医療機関情報…お住まいの近くの医療機関や専門外来などのご案内やPET検診施設(*)のご紹介をいたします。
*PET検診施設：PET撮影(陽電子放出断層撮影)を用いた最新のガン検診を行っている施設

メンタルヘルスのカウンセリングサービス電話(フリーダイヤル)またはWebでご利用になれます。



0120-

日野自動車健康保険組合のホームページまたは被保険者全員に配布しますリーフレットに貼付されていますシールをご覧ください。

URL : 日野自動車健康保険組合のホームページまたは被保険者全員に配布します
ユーザー名 : リーフレットに貼付されていますシールをご覧ください。
パスワード :

①カウンセリング受付/

電話/9:00～22:00(年中無休)

Web/24時間・年中無休(返信は数日を要します)

②面談カウンセリング予約受付/

電話/月～金 9:00～21:00、土曜日 9:00～16:00(日曜・祝祭日・12/31～1/3を除く)

Web/24時間・年中無休(受付後、日程調整のお電話をさせていただきます)

ご利用に際して

*ご本人と配偶者および被扶養者の方々がサービスをご利用になれます。 *国外の相談および国外からの相談等はお受けできません。
*その他、ご利用に際しての諸条件がございます。お電話にてお気軽にお問い合わせください。

- 電話によるカウンセリング 専門の心理カウンセラーが「心の悩み」をお電話でお受けいたします。(相談料無料)
- Webによるカウンセリング 専門の心理カウンセラーが「心の悩み」をWebでお受けいたします。(相談料無料)
- 面談によるカウンセリング 日本全国47都道府県のカウンセリングルームにて、面談によるカウンセリングを受けることができます。(年間5回まで無料)
*医師による診察・治療ではございません。

